



熊本県公報

号外第 1 4 号

平成 22 年 4 月 30 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 口蹄疫発生予防のための緊急消毒の実施…………… (畜産課) 1

告 示

熊本県告示第 5 1 5 号の 2

家畜伝染病予防法（昭和 2 6 年法律第 1 6 6 号）第 9 条の規定により、次のとおり偶蹄類（牛、豚、水牛、めん羊、山羊、シカ等）の飼養施設の所有者に対し、消毒の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 2 6 年農林省令第 3 5 号）第 1 5 条の規定により告示する。

平成 2 2 年 4 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
熊本県内における口蹄疫の発生を予防するための緊急の措置
- 2 実施する区域
熊本県におけるすべての偶蹄類飼養施設。ただし、塩素系消毒薬等による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を既に行っている施設を除く。
- 3 実施の期日
平成 2 2 年 5 月 3 日から平成 2 2 年 5 月末日まで
- 4 消毒方法及び実施方法
塩素系消毒薬等を飼養施設内（畜舎周囲及び施設外縁部）に散布する。